

○独立行政法人日本学生支援機構奨学金博士前期課程進学予定者に係る返還免除内定候補者の推薦に関する要項

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金博士前期課程進学予定者に係る返還免除内定（以下「博士前期課程返還免除内定」という。）候補者の推薦に関し、必要な事項を定める。

第2条 学長は、次年度に大学院海洋科学技術研究科博士前期課程へ進学し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」と言う。）の第一種奨学金の貸与を受ける予定で、機構の定める対象要件を全て満たし、教育研究活動等において特に優れた業績を挙げる見込みが認められる者を、博士前期課程返還免除内定候補者として、学生支援委員会及び教育研究評議会の議を経て、機構へ推薦できるものとする。

2 前項に定める対象要件の確認は大学院海洋科学技術研究科において行う。

第3条 博士前期課程返還免除内定を希望する者は、博士前期課程進学の前年度に募集する要項に定められた期限までに博士前期課程返還免除内定候補者申請書を学長へ提出するものとする。

第4条 大学院海洋科学技術研究科長は、第2条第2項の規定に基づき、博士前期課程返還免除内定候補者が機構の定める対象要件を満たしていることを確認した上で、次の各号に掲げる大学院入試の成績やこれに代わる大学学部の成績等をもとに、文部科学省令で定める各業績について十分な成果を挙げる見込みがある者として、総合的に評価、選考し、専攻主任会議及び代議員会の議を経て学生支援委員会へ報告するものとする。

一 博士前期課程における入試結果の場合

博士前期課程入試の学力検査において、教授会等で優れていると認められること。

二 大学学部の成績の場合

講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。

第5条 次の各号に該当する場合、博士前期課程返還免除内定者の身分が取り消される場合がある。

一 博士前期課程返還免除内定者が、貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合、または貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、博士前期課程返還免除内定者の身分を取り消すものとする。

二 博士前期課程2年次以降の進級時に内定者として相応しい成績を挙げているかを大学院で確認し、機構に報告する。その結果、学業成績不振等により、機構により博士前期課程返還免除内定者の身分を取り消される場合がある。

第6条 この要項に定めるもののほか、博士前期課程返還免除候補者の推薦に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年12月22日から施行する。